

高病原性鳥インフルエンザの殺処分の法的根拠及び実施体制について

1. フランスにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜事案発生時の殺処分実施主体はどこか（法の規定は）
2. フランスの殺処分実施の体制は？フランスでは、殺処分や最終処理を特殊な民間企業が実施しているようであるが、その詳細。

【フランスにおける政策上の枠組み】

高病原性鳥インフルエンザ対策の主な関係機関・関係者は次のとおりである。

- 中央所管庁である農業・食料主権省の「食料総局 Direction générale de l'alimentation (DGAL)」
- 県ごとに置かれる国の出先機関「県地方長官庁」内の「国民保護部 Direction départementale de la protection des populations (DDPP)
- 「公衆衛生指定獣医」（県地方長官から資格を付与された民間獣医。商用・非商用にかかわらず 250 羽以上の家禽を所有するものは、自らの指定獣医を選任し DDPP に届けなければならない。また、感染症対策時等には、国から臨時的に委任を受けて国の事務を行うこともある。）
- 基礎自治体である「コミューン」（国の代表機関という性格ももつ）

高病原性鳥インフルエンザの殺処分の実施は、公衆衛生や防疫分野の事務が全般的にそうであるように、フランスでは専ら国の事務となっている。

【法的根拠】

フランスの高病原性鳥インフルエンザの殺処分は、2019 年 12 月 17 日付け EU 委員会規則 2020/687 号の主に第 7 条及び 12 条の定める防疫措置の一環で行われる。

この措置を行うため数々の法令が定められているが、なかでも 2023 年 9 月 25 日付け高病原性鳥インフルエンザの監視・予防・対策及びワクチン接種に関する農業・食料主権省大臣アレテ（行政命令）Arrêté du 25 septembre 2023 relatif aux mesures de surveillance, de prévention, de lutte et de vaccination contre l'influenza aviaire hautement pathogène (IAHP)が措置の大枠を定めている。

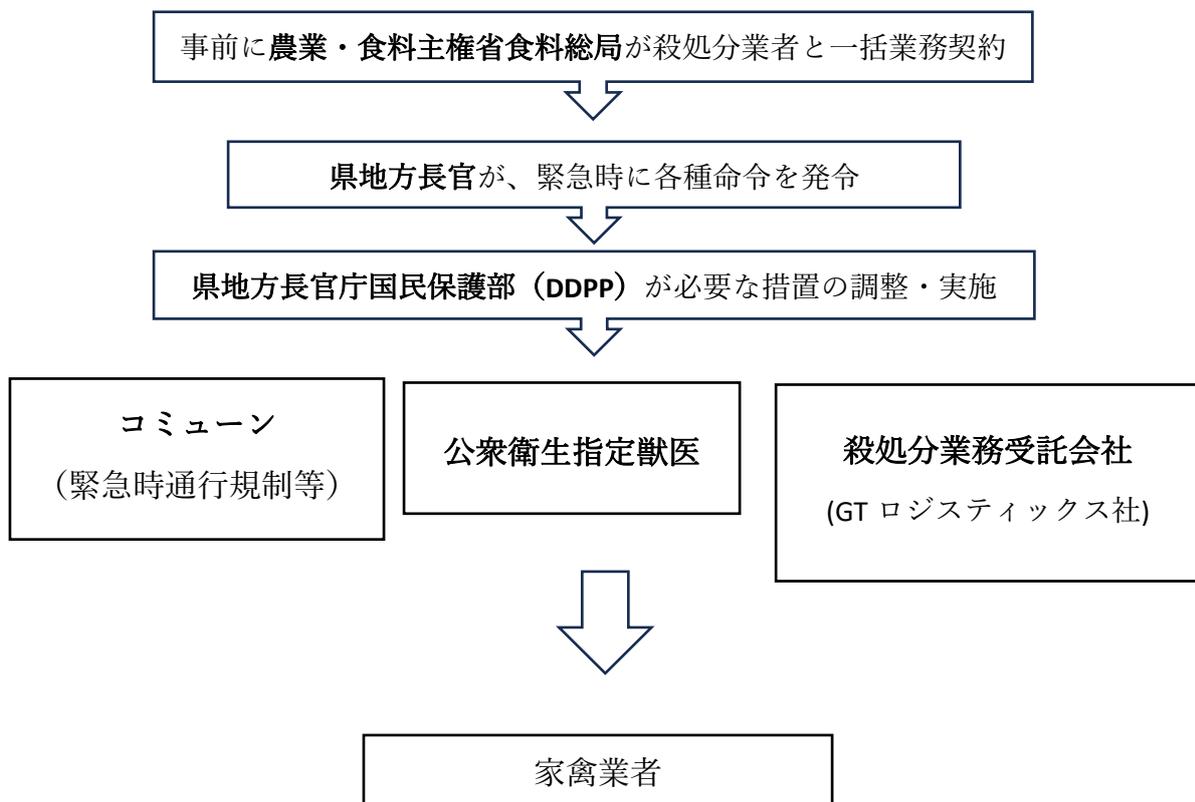
【殺処分の決定】

家禽業者は、高病原性鳥インフルエンザの疑いが少しでもある場合や公衆衛生指定獣医によりすでに感染症発生が診断された場合は、国民保護部（DDPP）への通報が義務付けられている。（このときコミューンに通報することもできる）

前出の大臣アレテでは、高病原性鳥インフルエンザの疑いが生じた場合は、県地方長官が監視命令 Arrêté préfectoral de mise sous surveillance (APMS)を発する（第 25 条）こと、また、病原性が確定した場合には県地方長官が感染発生宣言 Arrêté préfectoral portant déclaration d'infection (APDI)を発する（第 29 条）ことが定められている。

上記の監視命令や感染発生宣言とともに、国は、農業・食料主権省公報にて、該当する制限区域のコミューンを指定する。

そして、EU 規則に基づいた必要な措置がとられるが、疑似患畜の殺処分及び病原性確定後の殺処分は、国民保護部（DDPP）の主導により、下記の通り行われる。



【民間企業による殺処分】

家畜関連の法定伝染病対策業務を当局より請け負っているのは GT ロジスティックス社（GT Logistics）である。ボルドーに本社があり約 120 箇所に拠点を置く航空・食品加工・健康等多分野の物流や人材派遣を請け負う企業である。

2005 年より、食料総局は、高病原性鳥インフルエンザの殺処分を GT ロジスティックス社へ業務委託している。同企業は、同列企業内で家禽の運搬専門業も行うなど、元々一定のノウハウを有していた。

具体的には、GT ロジスティックス社は、飼育場へ介入する 4 チームで構成される特殊部隊（総勢 60 名程度）を組織するほか、自社の敷地内に殺処分・最終処理施設を有している。そのため、家禽が同社に持ち込まれる場合にも対応する。特殊部隊の飼育場への出動は、ガスを用いた安楽死が可能なコンテナ型殺処分設備を運搬するなどして行われる。年中無休かつ 24 時間体制で疑似患畜・感染発生事案に対応する。

この特殊部隊の介入時には DDPP の立ち会いがあるほか、食料総局から家禽の収集作業を請け負う業者プロディージュ社（Prodige）が協力する。

GT ロジスティックス社の責任者によれば、感染を一刻も早く食い止める目的で迅速な作業を緻密に行う必要があること、また危険な仕事でもあることから、特殊部隊のメンバーは、実践研修を受けている。家禽農家にとっては風評においても非常にデリケートな問題であるため、こうした作業はごく秘密裡に遂行されている（※）。

※ この発言は、大量の家禽の殺処分が動物愛護団体の批判にさらされることを懸念する発言の後にされたもの。フランスでは、動物にとって不健康とみなされる狭い飼育場での飼育でさえも、動物の健康と福祉の観点で論議があるため、もしも殺処分を事前にマスコミ等で公表したら、団体に妨害されたり、特殊部隊になんらかの危害が及ぶおそれがある。（フランスの動物愛護の活動家は一般的に過激。日本を標的にするシーシェパードが一つの例。）緊急事態であるため、安全かつ円滑に業務を遂行し、近隣住民に余計な不安をあおることのないようにできる限り内密に行うという趣旨での発言と考えられる。

食料総局と GT ロジスティックス社の間に取り交わされた契約で、同社は 1 日に最低 50 トンの家禽処理量を満たす必要があるが、時期によっては他社との協力で 1 日あたり 140 トンまで処理量が増えることもある。

2020 年秋から 2021 年春まで続いた高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 型）の流行時にはウイルス感染が 492 ヲ所で認められ、350 万羽以上の家禽が殺処分された。当時は、GT ロジスティックス社の特殊部隊のみならず、民間の獣医と国の獣医職員による介入、疑似患畜殺処分のための食肉処理場の供用が実施された。

なお、同企業は、新型コロナウイルス流行時にも衛生当局と感染対策業務の契約を交わしている。

（注） 上記【民間企業による殺処分】は、2021 年 9 月 1 日付け家禽業界専門誌「REUSSIR VOLAILLES」ウェブサイト上の記事 <https://www.reussir.fr/volailles/influenza-aviaire-dans-les-coulisses-de-lelimination-des-volailles> より要約した。なお、記事は、主に GT ロジスティックス社への取材に基づいてまとめられている。